

3 基本方針の改正について

11 基本方針の見直し

- 基本方針は、農業機械化促進法施行令(政令)で、概ね5年ごとに、その期間における農業経営の動向に即して見直すこととなっている。

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)

- 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入
第五条の二

農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

農業機械化促進法施行令(昭和40年政令209号)

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第二条 法第五条の二第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の五年間につき、その期間における農業経営の動向に即して定めるものとする。

12 農業資材審議会農業機械化分科会の役割

- 農業資材審議会農業機械化分科会において、基本方針の制定、改正や緊プロ事業の開発機種等について審議。

農業機械化分科会

【審議事項】

- ① 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制定又は変更に関する審議
- ② 型式検査を行う農機具の種類に関する審議
- ③ 型式検査の実施方法及び基準の制定又は変更に関する審議
- ④ 型式検査の合格の取り消しに関する審議
- ⑤ 型式検査に関する異議申立てに対する決定に関する審議

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)

- 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入
第五条の二

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議し、かつ、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

- 農機具の検査

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。
- 四 前条第一項の規定により異議申立てに対する決定をするとき。

13 基本方針の概要

- 基本方針においては、試験研究の対象とすべき高性能農業機械等の目標、実施方法や特定高性能農業機械の導入に関する目標等を規定。

第1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械等の目標及び実施方法

1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械

- (1) 農作業の更なる省力化に資する機械
- (2) 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械
- (3) 農作業の安全性向上に資する機械

2 試験研究の目標

3 試験研究の実施方法

現在開発中の緊プロ機
12機種を指定

第2 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械の目標及び実施方法

1 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械

2 高性能農業機械実用化促進事業の目標

3 高性能農業機械実用化促進事業の実施方法

第3 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及び効果的な導入に必要な条件

1 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標

2 特定高性能農業機械の効果的な導入に必要な条件

特定高性能農業機械を導入する際の利用面積の目安
(農業者の過剰投資を避けるため)

「別表」で利用面積を提示

第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項

2 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

3 農作業の安全性の確保に関する事項

4 流通体制の整備に関する事項

14 政策の方向性①

○ 現在、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(食と農林漁業の再生本部決定)に基づき、農業の体質強化の実現を目指しているところであり、農業機械化対策もこの方針に沿って体質強化の加速化を図っていく必要。

○ 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(抜粋)

Ⅲ. 農林漁業再生のための7つの戦略

【戦略1】競争力・体質強化 ～持続可能な力強い農業の実現～

- ・ 新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する
- ・ 平地で20～30haの土地利用型農業を目指す

(1) 新規就農の増大

- ① 基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳(平成22年)と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要。このことから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進。
- ② 経営の複合化・法人化、機械や技術の最適化、6次産業化など農業経営の多様な発展の道筋に対応して、農業経営者を客観的に評価する指標を策定。また、これを優れた農業経営者の育成支援に向けた取組に活用。

(2) 農地集積の推進

戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化。

意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)への農地集積、分散した農地の連坦化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進。

さらに、農地集積を促進するため、既に区画が整備されている水田のけい畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化を推進。

以上のような農地集積のための取組や集落営農の推進などの方策を、地域の特徴に応じて組み合わせることにより、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。

14 政策の方向性②

○ 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(抜粋)

(3) 関連組織・関連産業のあり方

農協、農業委員会については、農業者の経営発展のための役割に徹するという考え方の下、具体的には、

- ① 農協系統組織については、持続可能な力強い農業の実現を図るとともに、実現後の姿を踏まえた事業体制を構築。特に、食品産業、量販店、商社などとの協力・連携によって農産物の販売力を抜本的に強化し、それを前提に、買取販売の拡大など農業者の経営発展に資する事業転換を強化。

また、肥料等の生産資材については、海外原料価格の高騰等の中で資材メーカーなどとの協力・連携により、国内に供給する資材価格の引き下げに取り組む。

- ② 農業委員会系統組織については、遊休農地解消等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底に努め、その状況を見極めた上で、組織のあり方について検討。
- ③ 加えて、関係府省が連携して、生産資材に係る施肥量の低減など農業者の生産コスト低減に資する技術開発、流通合理化等を進めていく。

【戦略2】競争力・体質強化 ～6次産業化・成長産業化、流通効率化～
「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を再構築する

内外を含め、消費者のニーズに即してこそ持続可能な農林漁業の発展がある。この方向で消費者目線に立った農林漁業経営を促進し、農林漁業関係者の意識改革を図ることが重要である。

(1) 農林漁業の高付加価値化

- ③ 環境保全型農業、「農業生産工程管理(GAP)」、「危害分析・重要管理点(HACCP)」など品質等を客観的に評価できる取組を拡大。
- ④ 独立行政法人、大学、民間、都道府県等の総力を結集し、農林漁業の成長産業化に必要な先進的な技術の開発・実用化・普及を戦略的に推進。